

答申第240号（諮問第253号）

「高崎高等学校に関し、事業場における産業医の業務の内容その他の産業医の業務に関する事項（業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法及び産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法）について、各高等学校の教職員へ周知している資料」の公文書不
存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県教育委員会教育長が行った公文書不存在決定を取り消し、「高崎高校教職員の皆様の「こころとからだの健康」のために」を対象公文書として特定し、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、令和3年12月7日付けで、「前橋高等学校及び高崎高等学校に関し、事業場における産業医の業務の内容その他の産業医の業務に関する事項(業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法及び産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法)について、各高等学校の教職員へ周知している資料」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、高崎高校に関する文書については「産業医の業務内容等については、口頭にて周知しており、文書として周知している資料が存在しないため。」との理由を付して令和3年12月17日付けで公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を、前橋高校に関する文書については令和3年12月20日付けで公文書開示決定を行い、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和3年12月25日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

なお、本件審査請求は高崎高校が行った処分のみを対象としたものであり、前橋高校が行った開示決定処分は本件審査請求の対象とされていないことから、当該処分の妥当性については判断しないこととする。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和4年3月7日付

けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和4年8月29日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

第3 争点

本件請求に係る公文書が存在するか否か。

第4 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第101条第2項及び労働安全衛生規則（昭和47年号外労働省令第32号）第98条の2第1項に抵触しており、文書が存在しないことは不合理である。

2 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第2項及び第3項において、労働安全衛生法第6条から第8条まで、第66条8の4及び第92条は適用除外とされている。また、労働安全衛生法第88条から第100条にかかわる部分については、人事委員会が労働基準監督機関となるが、今回の請求に係る労働安全衛生法第101条自体は適用除外とならない。
- (2) 今回請求した事項は、労働安全衛生法第101条第2項で定められた事項のうち、厚生労働省令で周知が求められる労働安全衛生規則第98条の2第2項各号で定められた事項であり、これは同規則第98条の2第1項で定められた方法つまり同規則第23条第3項各号で掲げられたいずれかの方法により周知しなければならないものである。実施機関は、「口頭にて」とする手法により周知しているとするが、この手法は労働安全衛生規則第23条第3項各号に掲げられた方法には該当しない。よって、実施機関の教職員に、法令で定められた方法により産業医の職務に係る事項が周知されているはずであるから、文書が存在しないとすることは不合理であり、公文書の特定が不十分である。
- (3) 前橋高等学校においては、令和3年12月20日付け開示決定により「産

業医による職員相談を行う旨のお知らせ」とする公文書が特定されているが、実施機関において文書が不存在とすることは、労働安全衛生法第101条第2項及び労働安全衛生規則第98条の2第1項に抵触しており、不合理である。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び審査会における口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

1 弁明書における主張要旨

- (1) 産業医の業務の内容や健康相談の申出方法等については、年度当初の職員会議等において口頭で周知している。また、月ごとに集計している職員の「在校等時間記録」の整理をする月末に教頭より長時間勤労者に対し、面談の推奨を行っており、文書として職員への周知は行っていない。よって、文書により周知した資料は存在しない。
- (2) 労働安全衛生法第101条第2項では「産業医の業務等を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。」と定められている。

文書による周知は行っていないが、職員室掲示板の職員向けの掲示物「高崎高校教職員の皆様の「こころとからだの健康」のために」（以下「本件掲示物」という。）において、勤務時間の適正な管理や休暇制度等の紹介と共に産業医との面談について紹介を行っている。

2 口頭説明における主張要旨

弁明書における主張に加え、次の説明を行った。

- (1) 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間の高崎高校における教職員数は70名程度であり、産業医を選任している。
- (2) 労働安全衛生規則の詳細なところまでは把握していなかったが、教職員に伝えるべき範囲は大まかに認識しており、本件掲示物と口頭での補足により周知していた。
- (3) 本件掲示物には産業医に対する健康相談の具体的な申出方法については記載されておらず、当該申出方法については職員面談等の際に口頭で伝えているため、当該申出方法に関する記載がある文書は存在しない。
- (4) 本件掲示物は教職員全員に配布している文書ではないため、本件請求に係る公文書として特定せず不存在決定を行った。

第6 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「高崎高等学校に関し、事業場における産業医の業務の内容その他の産業医の業務に関する事項（業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法及び産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法）について、各高等学校の教職員へ周知している資料」である。

実施機関は、産業医の業務の内容や健康相談の申出方法等については、年度当初の職員会議等において口頭で周知しており、文書での周知は行っていないことから、請求人が請求する公文書は作成していないため不存在であるとして本件処分を行った。一方、請求人は、「実施機関の教職員に、法令等で定められた方法により産業医の職務に係る事項が周知されているはずであるから、公文書が存在しないとすることは不合理であり、公文書の特定が不十分である。」旨を主張している。

そこで、審査会において当事者の全ての主張内容を吟味した結果を踏まえ、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件請求に係る公文書の存否について

(1) 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書は、「産業医の業務の具体的な内容」、「産業医に対する健康相談の申出の方法」及び「産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法」が記載され、「高崎高等学校の教職員へ周知している資料」である。

(2) 法令の定め

労働安全衛生法第101条第2項は、産業医を選任した事業者に対し、その事業場における産業医の業務の内容その他産業医の業務に関する事項で労働安全衛生規則第98条の2第2項各号で定めるものを、同条第1項で定められた方法すなわち同規則第23条第3項各号で定めるいずれかの方法により、労働者に周知させなければならない旨を定めている。

労働安全衛生規則第98条の2第2項各号で定める労働者への周知事項は、事業場における産業医の業務の具体的な内容（第1号）、産業医に対する健康相談の申出の方法（第2号）及び産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法（第3号）の3点であり、同規則第23条第3項各号で定める周知方法は、常時各作業場の見やすい場所への掲示又は備付け（第1号）、労働者への書面交付（第2号）及び磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること（第3号）の3点である。

ここでいう「事業者」とは、事業を行う者で、労働者を使用するものをい

う（労働安全衛生法第2条第3号）ため、実施機関は事業者にあたりと考えられる。

なお、実施機関の労働者である地方公務員については地方公務員法第58条第2項及び第3項により一部の法律が適用除外とされているが、労働安全衛生法第101条第2項は適用除外とされていない。

(3) 実施機関における周知義務について

実施機関に口頭説明時に確認したところ、本件請求があった時点で実施機関は常時50人以上の労働者を使用しており、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第5条で定める産業医を選任すべき事業場に該当し、産業医を選任しているとのことであるから、労働安全衛生法第101条第2項に基づき、労働安全衛生規則第98条の2第2項各号で定める事項を同条第1項で定める方法により周知する義務があったと認められる。

(4) 本件掲示物の特定について

実施機関は、本件掲示物は教職員全員に配布している文書ではないため、本件請求に係る公文書として特定しなかったと説明しているが、職員室内の掲示板に掲載されていることから、「教職員へ周知している資料」に該当するものである。

また、審査会で本件掲示物を見分したところ、本件掲示物には本件請求に係る事項のうち、「産業医に対する健康相談の申出の方法」及び「産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法」については記載されていないが「産業医の業務の具体的な内容」については記載されていることが認められる。

このことから、本件掲示物は請求書に記載のすべての内容を満たすものではないが、そのことをもって本件請求に係る公文書を不存在とはせず、本件請求内容の一部を含む本件掲示物を本件請求に係る公文書として特定することにより、県の説明責任を全うし、請求人の開示請求権を尊重すべきと審査会は考える。

(5) 本件掲示物の開示について

審査会で本件掲示物を見分したところ、文書内には産業医の氏名が記載されており、これは条例第14条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

条例第14条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを原則的に非開示とした上で、同号ただし書ハにおいて、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、当該情報のうち当該公務員等の職及び氏名を個人に関する情報としては非開示とはしな

いこととする趣旨である。

実施機関が委嘱した産業医は同号ただし書ハの公務員等に該当し、当該産業医の氏名を公にすることによる当該産業医の権利利益を不当に侵害するような事情も見受けられないことから、当該産業医の氏名は非開示情報に該当しない。

また、その他の本件掲示物の記載内容についても条例第14条各号に掲げる非開示情報に該当する情報は見受けられないことから、実施機関は本件掲示物のすべてを開示すべきである。

3 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、本審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 4年 8月 29日	諮問
令和 4年 9月 7日 (第93回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 5年 2月 27日 (第94回 第二部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和 5年 6月 12日 (第96回 第二部会)	審議
令和 5年 7月 28日 (第97回 第二部会)	審議
令和 5年 12月 6日	答申